

補助対象者となる法人格等の一覧

※一覧に記載のない法人格等は補助対象外となります。

※業種における資本金または従業員数の要件は「次ページ」をご確認ください。

| 分類 | 法人格等 |
|--|-----------------------|
| 1. 個人事業主 | 個人事業主 |
| 2. 業種における資本金または従業員数の要件を満たす会社 | 株式会社 |
| | 合名会社 |
| | 合資会社 |
| | 合同会社 |
| | 特例有限会社 |
| | 弁護士法に基づく弁護士法人 |
| | 公認会計士法に基づく監査法人 |
| | 税理士法に基づく税理士法人 |
| | 行政書士法に基づく行政書士法人 |
| | 司法書士法に基づく司法書士法人 |
| | 弁理士法に基づく弁理士法人 |
| | 社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 |
| | 土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人 |
| 3. 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及び連合会であって、政令で定めるもの (※の記載がある法人格については、構成員に関する要件があります。) | 企業組合 |
| | 協業組合 |
| | 事業協同組合 |
| | 事業協同小組合 |
| | 協同組合連合会 |
| | 水産加工業協同組合 |
| | 水産加工業協同組合連合会 |
| | 商工組合 |
| | 商工組合連合会 |
| | 商店街振興組合 |
| | 商店街振興組合連合会 |
| | 生活衛生同業組合※ |
| | 生活衛生同業小組合※ |
| | 生活衛生同業組合連合会※ |
| | 酒造組合※ |
| | 酒造組合連合会※ |
| | 酒造組合中央会※ |
| | 酒販組合※ |
| | 酒販組合連合会※ |
| | 酒販組合中央会※ |
| | 内航海運組合※ |
| | 内航海運組合連合会※ |
| | 技術研究組合※ |

補助対象事業者の要件

以下の全ての要件を満たすこと。

- ① 新潟市内に事業所を有する中小企業、小規模事業者及び個人事業主【注1】
 - ✓新潟市内に本社または本店が無い場合でも、事業所を有していれば対象です
 - ✓1中小企業者からの申請は1件に限ります（市内に複数事業所がある場合は、まとめて交付申請可能です）
- ② 市税に未納がないこと
- ③ 申請時点の1年以上前に開業済であること
- ④ 申請時点において、従業員を雇用していること【注2】
- ⑤ 申請日以前に国及び県、市、その他地方公共団体等から補助金・助成金等の交付決定の取消を受けていないこと
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業その他これに準ずる事業を営む者でないこと
- ⑦ 政治団体、宗教上の組織または団体でないこと
- ⑧ 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと。

【注1】「中小企業者」の定義（中小企業等経営強化法第2条第1項）

「資本金」と「従業員数」のどちらか一方の要件を満たしていれば該当します

| 業種 | 常時使用する従業員の数 | 資本金の額又は出資の総額 |
|---|-------------|--------------|
| 製造業、建設業、運輸業 | 300人以下 | 3億円以下 |
| 卸売業 | 100人以下 | 1億円以下 |
| サービス業（ソフトウェア業、情報サービス業、旅館業を除く） | 100人以下 | 5,000万円以下 |
| 小売業 | 50人以下 | 5,000万円以下 |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | 900人以下 | 3億円以下 |
| ソフトウェア業又は情報サービス業 | 300人以下 | 3億円以下 |
| 旅館業 | 200人以下 | 5,000万円以下 |
| その他の業種（上記以外） | 300人以下 | 3億円以下 |

※ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合なども含まれます

【注2】「従業員」の定義（労働基準法第20条）

本事業における従業員は、「**予め解雇の予告を必要とする者**」です。

パート、アルバイト等については当該条文をもとに個別判断してください。

“常時使用する従業員”に含まれないもの

- 会社役員（従業員との兼務役員は除く）
- 個人事業主本人
- 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を越えて引き続き雇用されている者は除く）